平成２５年３月２８日

各　　位

会 社 名　ライオン株式会社
代表者名　取締役社長　濱　逸夫
（コード番号　４９１２　東証第一部）
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ部長　藤井　貴将
（ＴＥＬ　０３－３６２１－６６６１）

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、会社法第２３６条第１項、第２３８条第１項、同条第２項および第２４０条第１項にもとづき、当社の取締役に対してストックオプションの実施を目的として発行する新株予約権の募集事項を決定しましたので、お知らせいたします。

記

１．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社業績および当社の株価との連動性を高め、株価変動のベネフィットとリスクを株主と共有する立場に置くことによって、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めるため。

２．新株予約権の発行要領

（１）募集新株予約権の名称

ライオン株式会社平成２５年第２回株式報酬型新株予約権

（２）募集新株予約権の総数：９９，７１６個

ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

（３）割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

取締役　８名　９９，７１６個

（４）募集新株予約権の目的である株式の種類および数

①当社普通株式：９９，７１６株

②募集新株予約権の１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、１株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式

につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、１株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

（５）募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（６）募集新株予約権を行使することができる期間

平成２５年４月１５日から平成５５年４月１４日までとする。

（７）募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組入れ額はない。

（８）譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（９）募集新株予約権の行使の条件

①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後１年を経過（死亡退任のときを除く。）

し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、上記（６）および上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(10)会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の募集新株予約権については当社が無償で取得することができる。

1)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

2)当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

3)当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5)募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(11)募集新株予約権証券の発行

新株予約権者は新株予約権証券の発行請求権を放棄し、当社に対してその発行を請求しないこととする。

(12)募集新株予約権の払込金額

新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値にもとづき算出した１株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N\left(d - \sigma\sqrt{T}\right)$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

① １株当たりのオプション価格（C）

② 株価（S）：平成２５年４月１５日の東京証券取引所における当社普通株式の普

通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（X）：１円

④ 予想残存期間（T）：６年

⑤ ボラティリティ（σ）：６年間（平成１９年４月１５日から平成２５年４月１５日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り（q）：１株当たりの配当金（過去１２ヵ月の実績配当金１０円）÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数（$N(\cdot)$）

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

(13)募集新株予約権の割当日：平成２５年４月１５日

(14)募集新株予約権の相続等

新株予約権者が死亡した場合、相続人のうち、相続対象者である配偶者、子、実父母に限り募集新株予約権の行使ができる。ただし、相続人は、当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から４ヵ月を経過する日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。ただし、いずれの場合も「新株予約権割当契約」に定める条件により、行使可能な新株予約権の数および行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

(15)募集新株予約権の行使請求および払込の方法

①募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記(16)に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、当該行使にかかる募集新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、「新株予約権行使請求書」に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

②上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、行使価額に行使する募集新株予約権の個数を乗じた金額の全額（以下「払込金」という。）を、現金にて下記(17)に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(16)募集新株予約権の行使請求受付場所：当社秘書部

(17)募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社本店

(18)募集新株予約権の行使に対する株式の交付

募集新株予約権の行使に対して、原則保有する自己株式を交付するものとする。

(19)募集新株予約権の行使の効力発生時期等

①募集新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された「新株予約権行使請求書」を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。

②当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

以　上